

消防予第 213 号
平成 26 年 5 月 16 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

「有床診療所防火対策自主チェックシステム」に係る関係行政機関との連携について

「有床診療所防火対策自主チェックシステム」については、『「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の運用開始について』(平成 26 年 3 月 31 日付け消防予第 142 号。以下「142 号通知」という。)により、関係行政機関との情報共有のための事前協議等を進めていただいているところです。

今般、厚生労働省から別添 1 のとおり、国土交通省から別添 2 のとおり、それぞれ通知が発出されましたのでお知らせします。

つきましては、下記事項に留意し、引き続き、有床診療所の防火対策を推進されますようお願いいたします。

都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村等(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知については、厚生労働省医政局指導課及び国土交通省住宅局建築指導課とも協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 消防本部においては、引き続き、消防本部・医療部局・建築部局による定期的な連絡会開催など、地域の実情に応じた取組みを図られたいこと。
- 2 遅くとも平成 26 年 5 月 23 日頃までには医療部局を通じて SSL クライアント証明書・ユーザー ID・パスワードが各有床診療所に配布される予定であること。消防本部においては、防火査察等の機会を捉え、有床診療所の防火対策と併せてシステム利用(初期設定、データ入力)を促進するなど、可能な限り早期に各事業所で防火対策の自主チェック及びシステムの入力等がなされるよう、特段の取組みを図られたいこと。

<担当>消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係
千葉違反処理対策官、桂川係長、武内総務事務官
〒100-8927 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 2 号
TEL : 03-5253-7523 FAX : 03-5253-7533

事 務 連 絡
平成 26 年 5 月 16 日

各都道府県（政令市・特別区）衛生主管部（局） ご担当者 様

厚生労働省医政局指導課
医療監視専門官

「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の運用開始について（協力依頼）

総務省消防庁が平成26年4月1日より運用を開始した標記システムについて、同庁より別添のとおり資料提供がありましたので、別添「（サンプル）各有床診療所向け周知文書」を用いて貴管下の有床診療所に対する周知をお願いするとともに、別紙アンケートを配付いただき、各有床診療所における本システムの利用意向の有無（※本システムの利用については各診療所の任意です。）等を回収の範囲内で把握いただくよう併せてお願いいたします。

なお、本システムの利用を希望される有床診療所においては事前準備が必要となりますので、別紙の手順に沿ってご対応をお願い申し上げます。

【協力依頼内容】

1. 有床診療所に対し「有床診療所防火対策自主チェックシステム」に係る別添 1 から別添 4 の周知文書の配付（別添「各有床診療所向け周知文書」を活用してください）。
2. 「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の利用を希望される有床診療所がログインするための「SSL クライアント証明書」、「ユーザーID」、「パスワード」の配付（別紙 1 有床診療所の本システムに関するアンケートを活用してください）。
3. 厚生労働省医政局指導課へ配付状況のご連絡（別紙 3 「有床診療所防火対策自主チェックシステム」ユーザーID 一覧によりご連絡をお願いします）。

【照会・連絡先】

医政局指導課
医療監視専門官 加藤
都竹（つづく）
電話 03-3595-2194
FAX 03-3503-8562

(別紙)

- 1 各有床診療所（以下「診療所」）において、「有床診療所防火対策自主チェックシステム」（以下「本システム」）にログインする前提として、「SSL クライアント証明書」（以下「証明書」）のパソコンへのインストール作業が必要となり、証明書及び本システムへのログイン時に使用するユーザーID、パスワードの配付に関しても電子メールで送信する必要があります。

したがいまして、診療所のEメールアドレス（以下「アドレス」）等の把握が必要となります。

- 2 4月9日にご協力をお願いした事前調査において、

イ 「一部の診療所についてアドレスを把握済み」とご回答の自治体

- ①当該診療所に対しては、速やかに証明書等のメール送信作業（※）を行ってください。メール送信にあたっては、診療所毎に証明書と当該診療所のユーザーIDを送付し、パスワードは別に送信してください（セキュリティの観点から一括送付、パスワードの同封はお控えください）。

メール送信作業の完了目途は、5月23日頃とします。

なお、メール送信時には

- i 「6月末を目途に、システムへのログイン作業及び過去（直近）に実施した法令点検等に基づく各点検項目の入力作業」まで出来るだけ実施をしていただきたいこと
- ii ログイン等の作業を行う上でご不明な点がある場合には、別添の消防本部連絡先ファイルを参照の上、適宜ご照会いただきたいこと

を併せてご周知ください（各診療所への周知文書のひな形を添付します）。

※通常業務でメールを使用しておらず、現状で利用可能なアドレスかどうか不明などの理由により、メール送信前に各診療所への確認が必要とご判断される際には、別紙1「有床診療所防火対策自主チェックシステムに関するアンケート」を利用されるなどして、適宜確認を行っていただいた上で送信作業を行うようにしてください。

- ②別紙3「有床診療所防火対策自主チェックシステム」ユーザーID一覧の「ユーザーID送付実績」欄に上記①でメール送信が完了した診療所には「○」、それ以外の診療所には「×」を付し、更に「×」とした診療所については未送付の理由（インターネット環境のパソコン自体がない、パソコンはあるがアドレスがないかの別）を入力し、5月27日（火）までに当方あてご報告ください。

(※5月27日までにメール送信等作業がすべて完了していない場合も、一旦、その時点の状況でリストをご送付いただくようお願いいたします。その場合、送付時に「未完了」のコメントを付してください。)

ロ 「アドレスをまったく把握していない」とご回答いただいた自治体

当方において、医療法第6条の3の規定に基づく医療機能情報システムで公表されているアドレスの記載状況を確認し、順次該当自治体あてに連絡を入れますので、連絡があり次第、前記イと同様の対応をお願いします。

3 今回、インターネット環境のパソコンがない又はパソコンはあるがアドレスがないものとして報告された診療所、及び今後新設される診療所への対応に関しては、総務省消防庁においてご検討いただくこととしております。

以上

<送付資料>

- 「(サンプル) 各有床診療所向け周知文書」
- 【別添1】「防火チェックかんたんガイド」
- 【別添2】「かんたん取扱マニュアル」
- 【別添3】「〔簡易版〕防火対策自主チェックリスト」
- 【別添4】「有床診療所防火対策自主チェックシステム 操作マニュアル (有床診療所向け)」
- 【別紙1】有床診療所防火対策自主チェックシステムに関するアンケート
- 【別紙2】消防本部連絡先一覧
- 【別紙3】「有床診療所防火対策自主チェックシステム」ユーザーID一覧
- 【別紙3】(サンプル)有床診療所防火対策自主チェックシステム ユーザーID一覧
- 「SSLクライアント証明書」(secure.fdma.go.jp.client.p12)

<別途送付>

- ログイン用パスワード

周知文書（サンプル）

事 務 連 絡
平成 26 年 ○ 月 ○ 日

〇〇県（市区）内の有床診療所 管理者 様

○ ○ ○ ○

「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の運用開始及び活用等について

平成 25 年 10 月 11 日に発生した福岡市の有床診療所における火災事故を踏まえ、消防庁が「有床診療所防火対策自主チェックシステム」（以下、「本システム」といいます。）の運用を平成 26 年 4 月 1 日から開始いたしましたので、本システム関連の資料一式を別添のとおり送付いたします。

本システムのご利用については任意となりますが、日々の防火・防災対策への取り組みについて、自主チェックを行ってみたいなど、ご利用を希望される場合は、インターネット環境を有するパソコンと E メールアドレスが基本的に必要となります。

そこで、別紙 1 アンケートに本システム利用のご意向の有無、ご意向がある場合の送信先アドレス等をご記入の上、5 月 30 日（金）までに郵送（又は FAX）によるご返送にご協力をお願いいたします。送信先アドレスのご登録があったところに順次メールにて本システムをパソコンにインストール（ソフトウェアを追加）するための「SSL クライアント証明書（認証ファイル）」、「ユーザー ID」、「パスワード」を送信しますので、別添のマニュアルをご参照いただきながら本システムへのログイン作業を行っていただくようお願いいたします。（※パスワードはセキュリティの関係上、別途送信とします。）

上記作業に併せまして、本システムの各入力項目について、過去（直近）に実施した法令点検等の結果に沿って 6 月末頃までを目途にご入力いただき、現状の防火・防災対策のチェックにご活用ください。

上記一連の作業を行っていただく中で何かご不明な点等がございましたら、別紙消防本部連絡先一覧中の最寄りの消防本部あてにご照会ください。

<送付資料>

- 【別添 1】「防火チェックかんたんガイド」
- 【別添 2】「かんたん取扱マニュアル」
- 【別添 3】「〔簡易版〕防火対策自主チェックリスト」
- 【別添 4】「有床診療所防火対策自主チェックシステム 操作マニュアル（有床診療所向け）」
- 【別紙 1】有床診療所防火対策自主チェックシステムに関するアンケート
- 【別紙 2】消防本部連絡先一覧

周知文書（サンプル）

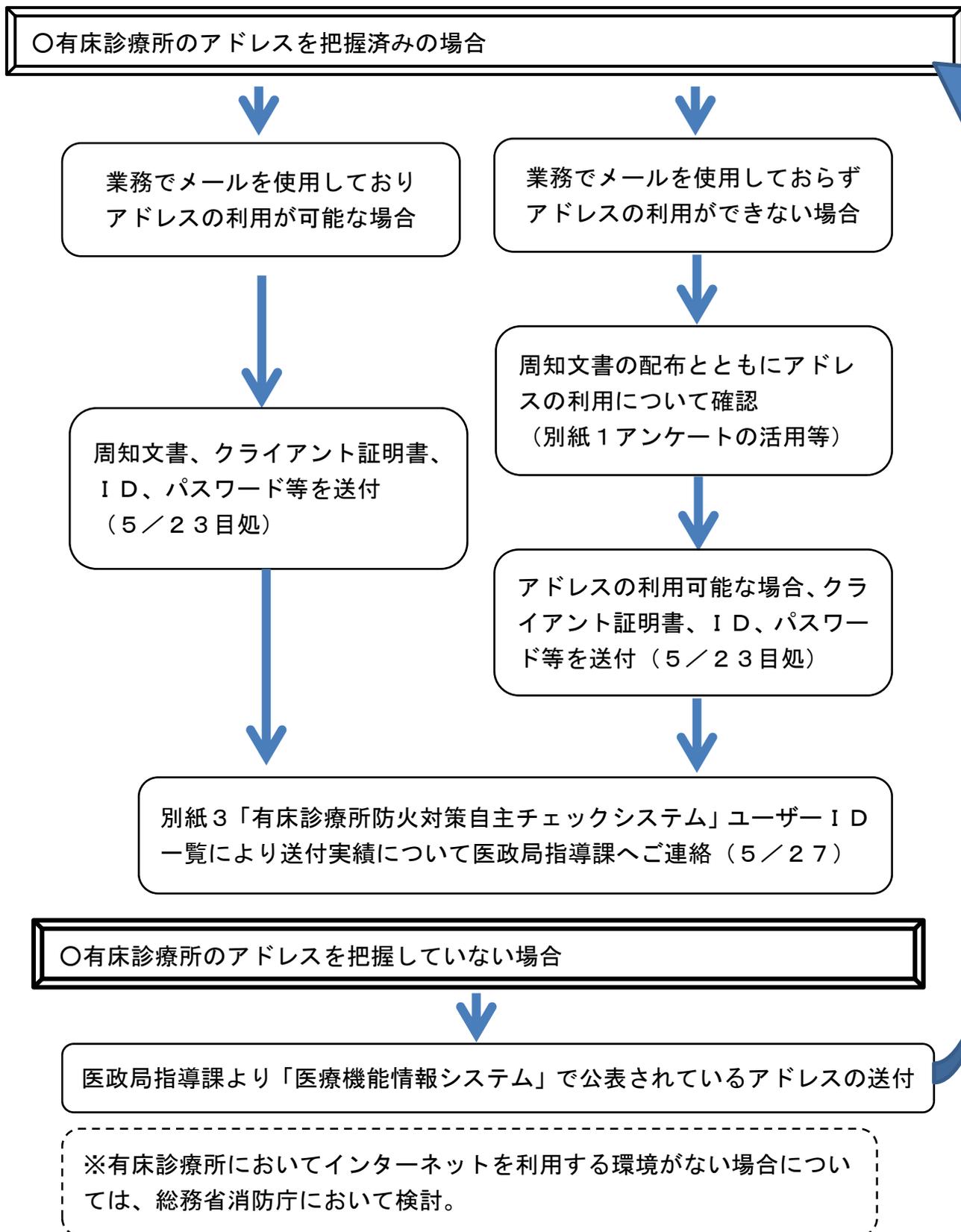
<システムのご利用>

- (1) 初期設定（詳細については添付されたマニュアルをご参照ください。）
 - ア メール送信された「SSLクライアント証明書」をパソコンにインストールする。
 - イ メール送信された有床診療所個別の「ユーザーID」及び「パスワード」によりシステムにログインする。
(システム URL : <https://secure.fdma.go.jp/boukachk/>)
 - ウ 初回のシステムログイン時に合わせて、出来るだけ、貴所において過去に実施している法令点検等の書類を元に、点検項目を入力し登録いただく（作業の実施目途としては6月末頃）。
- (2) 入力時期
各種法令点検の実施後や避難訓練終了後等にその都度、本システムに更新情報を入力してください。
- (3) ログインの周期
防火対策の実施状況等を確認するため、毎月1回は本システムにログインするよう心掛けてください。

<お問い合わせ先>

詳しくは、最寄りの消防本部（別紙連絡先）あてにお問い合わせください。

「有床診療所防火対策自主チェックシステム」周知依頼の流れ



事務連絡

平成 26 年 5 月 7 日

各都道府県建築行政担当課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

建築安全調査室 企画専門官 村田英樹

建築物防災対策室 課長補佐 野原邦治

「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の運用開始について（周知）

標記については、消防庁において平成 26 年 3 月 28 日に報道発表（別紙 1）され、平成 26 年 4 月 1 日に消防庁予防課から各都道府県消防防災主管部長および東京消防庁・各指定都市消防長に対して通知（別紙 2）されたところです。

本システムは、平成 25 年 10 月 11 日に発生した福岡市の有床診療所の火災において、関係行政機関で法令違反等に係る情報が適切に共有されていなかったことなどを踏まえ、有床診療所が実施すべき防火対策の履行状況について、関係行政機関が横断的にチェックできるものとなっており、平成 26 年 4 月 1 日より運用開始されております。

貴職におかれましては、（別紙 2）の 9 を参考に、必要に応じ消防担当部局等と情報共有を図り、是正指導に活用いただきますようお願いいたします。あわせて、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 03-5253-8111

荒川（違反对策担当）内線 39525

増田（定期報告担当）内線 39569